

単価契約仕様書

産業観光局中央卸売市場第二市場

(担当：玉井、濱口 電話：681-5791)

件 名	(単価契約)フルカラー複合機に係る保守及びコピー料金(中央卸売市場第二市場)
形状・寸法	別紙のとおり
予 定 数 量	フルカラー複合機 ・モノカラー(白黒・2色) 252,000枚(4,200枚×60箇月) ・フルカラー 48,000枚(800枚×60箇月)
契 約 期 間	令和9年4月1日 ～ 令和14年3月31日
契 約 条 件	別紙のとおり

別 紙

※本仕様書において、京都市を「発注者」、契約相手方を「受注者」という。

(機器の設置場所等)

- 1 フルカラー複合機（以下「複合機」という。）の設置場所は次のとおりとする。
京都市南区吉祥院石原東之口2番地
京都市中央卸売市場第二市場 2階 管理事務所
- 2 受注者は、設置場所への複合機の据付け（稼動に必要な配線工事を含む）及び契約終了後の撤去を行うこと。
- 3 複合機の搬入時間や方法については、発注者の指示に従うこと。

(設置機器の性能)

- 4 複合機は、次の性能を有するものとする。

(1) コピー機能

- ア 解像度は、読取り、書込みとも 600dpi 以上であること。
- イ 最大 A 3 判、最小 A 6 判（はがきサイズ）のコピーが可能であること。
- ウ A 4 判横でのファーストコピーがフルカラーで 5.4 秒以内、モノクロで 4.1 秒以内、連続出力スピードがカラー・モノクロとも毎分 60 枚以上であること。
- エ 給紙は 4 段で、各段 590 枚以上の用紙をセット出来ること。また本体側面に手差しトレイを有し連続自動 100 枚以上給紙が可能なこと。
- オ 25% から 400% までのズーム機能を有すること。固定倍率設定は A 3 ⇄ B 4、A 3 ⇄ A 4、B 4 ⇄ A 4 の設定が可能であること。
- カ 自動濃度調整、自動用紙選択の各機能を有すること。
- キ ウォームアップタイムが 30 秒以内であること。
- ク 同時に 100 枚以上セットできる自動原稿送り装置を装備すること。
- ケ 両面コピーの枚数を本体にて確認できる機能を有すること。
- コ 両面原稿から両面コピーを作成する、完全自動両面機能を有すること。
- サ 1 操作で 1 部のみの試しコピーができるボタンを有すること。
- シ 操作の手順がわかりやすく表示される液晶タッチパネルを装備していること。
- ス 1,000 枚以上スタック可能で、ステープル、中綴じステープル、2 穴パンチが可能なフィニッシャーを装備すること。
- セ 連続複写が一度に 999 枚まで可能なこと。
- ソ 複数のセクションが使用する事を想定し、I C カードによる枚数管理が可能であること。また、I C カードは 2 枚準備するものとする。
- タ グリーン購入法、エコマーク商品の基準に適合していること。

(2) スキャナ機能

- ア ネットワークフルカラースキャナー機能を有し、カラー・モノクロの読取りができること。複合機に蓄積されたスキャンデータを、パソコンのブラウザを利用して PDF でダウ

ンロードできること。なお、ブラウザは Edge、Chrome に対応していること。

イ 蓄積されたデータは、発注者の指定する日数で消去される設定を行うこと。

(コピー料金の支払)

5 コピー料金の支払は、次のとおりとする。

- (1) コピー料金は、1 箇月間（月の初日から末日までをいう。以下同じ）のコピー枚数にコピー単価を乗じて得た額とする。
- (2) 1 箇月間のコピー枚数は、1 箇月間のコピーの総枚数から、受注者が設置機器の点検及び整備のために使用した枚数及び受注者の責めに帰すべき原因により生じた不良コピーの枚数を減じた枚数とする。
- (3) 2 色印刷（単色印刷含む）については、モノカラー複写枚数にて算出すること。
- (4) 受注者は、コピー料金を使用月の翌月 10 日までに、発注者の指定する方法により、発注者に請求しなければならない。発注者は、請求のあった日から 30 日以内にコピー料金を支払う。

(機器の保守等)

- 6 受注者は、発注者が設置機器を常時正常な状態で使用できるように、社員を設置場所に派遣して点検及び整備を行い、必要に応じて消耗品（用紙及びステープラー針を除く。）の供給行うとともに、発注者の職員に設置機器の適正な操作方法を指導すること。
- 7 設置機器の故障等により、発注者が当該機器を正常な状態で使用できないときは、受注者は、発注者の要請に基づき、速やかに社員を当該機器の設置場所に派遣して、正常な状態で使用することができるようにしなければならない。
- 8 機器の管理等は次のとおりとする。
 - (1) 発注者は、設置機器及び消耗品を善良な管理者の注意をもって使用し、管理する。
 - (2) 発注者が、故意又は重過失により設置機器又は消耗品に損傷を与えたときは、受注者は、発注者に対して損害賠償請求することができる。
 - (3) 発注者は、機器の設置場所を変更するときは、あらかじめ受注者に通知する。この場合、設置機器の移動は、原則として受注者が行うものとする。

(秘密の保持)

- 9 受注者は、本業務の実施に当たり知り得た情報及び秘密を他人に漏らしてはならない。本業務が完了した後又はこの契約が解除された後においてもまた同様とする
 - (1) 機器に内蔵されているハードディスクについて、暗号化及び残存データ消去の設定を行うこと。
 - (2) 複合機に装備されている USB メモリや SD カードのスロットがある場合は、利用できないように無効化すること。
 - (3) 複合機と外部ネットワークの通信によるリモートサービス（遠隔診断、リモートファーム更新、自動検針等）は利用できないようにすること。

- (4) 受注者は、契約期間を満了したとき、契約内容が変更されるとき、又はこの契約が解除されたときに複合機を撤去する際は、発注者の指示に従ってデータを消去しなければならない。

(予算が減額された場合等の途中解約)

- 1 0 発注者は、契約年度以降においてコピー料金に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- 1 1 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、発注者が契約年度以降に支払いを予定していたコピー料金を請求することはできない。
- 1 2 受注者は、第10項の規定により発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。

(その他)

- 1 3 受注者は、個人情報の適切な保護処置を講ずる体制を整備し、プライバシーマーク、I S M S、I S O / I E C 27001シリーズのいずれかを取得していること
- 1 4 受注者は、環境に配慮した体制を整備し、K E S、I S O 14001のいずれかを取得していること。
- 1 5 この仕様書に定めがない事項及び疑義の生じた事項については、契約書及び京都市契約事務規則その他の関係法令に基づくほか、発注者と受注者の間で協議のうえ対応することとし、協議が整わないときは、発注者の認定するところとする。
- 1 6 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、発注者の都合により増減する。大幅な増減があっても、発注者は何ら補償しない。